

静岡県選挙管理委員会規程第3号

静岡県選挙管理委員会の補助職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

静岡県選挙管理委員会の補助職員に関する規程の一部を改正する規程

静岡県選挙管理委員会の補助職員に関する規程（昭和49年静岡県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>第1条 次の表の左欄に掲げる職員を、それぞれ右欄に掲げる職に充てる。</p> <table border="1"><tr><td><u>経営管理部</u>参事（地域振興担当）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>経営管理部</u>市町行財政課長</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>経営管理部</u>地域振興課長</td><td>（略）</td></tr></table>	<u>経営管理部</u> 参事（地域振興担当）	（略）	<u>経営管理部</u> 市町行財政課長	（略）	<u>経営管理部</u> 地域振興課長	（略）	<p>第1条 次の表の左欄に掲げる職員を、それぞれ右欄に掲げる職に充てる。</p> <table border="1"><tr><td><u>総務部</u>参事（地域振興担当）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>総務部</u>市町行財政課長</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>総務部</u>地域振興課長 <u>総務部</u>地域振興課 フロンティア推進室長</td><td>（略）</td></tr></table>	<u>総務部</u> 参事（地域振興担当）	（略）	<u>総務部</u> 市町行財政課長	（略）	<u>総務部</u> 地域振興課長 <u>総務部</u> 地域振興課 フロンティア推進室長	（略）
<u>経営管理部</u> 参事（地域振興担当）	（略）												
<u>経営管理部</u> 市町行財政課長	（略）												
<u>経営管理部</u> 地域振興課長	（略）												
<u>総務部</u> 参事（地域振興担当）	（略）												
<u>総務部</u> 市町行財政課長	（略）												
<u>総務部</u> 地域振興課長 <u>総務部</u> 地域振興課 フロンティア推進室長	（略）												
<p>第2条 次の各号に掲げる者を書記に充てる。</p> <p>(1) <u>経営管理部</u>地域振興課及び市町行財政課に勤務する職員（前条の職員を除く。）</p> <p>(2) （略）</p>	<p>第2条 次の各号に掲げる者を書記に充てる。</p> <p>(1) <u>総務部</u>地域振興課及び市町行財政課に勤務する職員（前条の職員を除く。）</p> <p>(2) （略）</p>												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。